

令和5年7月

地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針

都道府県分

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[総括]

[総括的事項]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(省)	継続	東京都	大都市特有の財政需要の反映	基準財政需要額の算定に当たっては、大都市に特有の財政需要を適時適切に反映されたい。	<p>一部採用する。</p> <p>大都市特有の財政需要については、これまでも、社会保障関係経費や防災対策の強化に係る経費などについては、「人口」を測定単位として算定されている。他、道路交通量の多さを指標とした道路に関する需要額の割増しなどを行い、大都市圏における財政需要についても適切に反映している。</p> <p>さらに、令和5年度算定においても、近年大幅に増加している社会保障関係経費などについて、実態を踏まえ、密度補正等を講じて適切に算定している。</p> <p>また、普通態容補正における各市町村の都市化の度合を示す評点は、1000点満点で示しているものであるが、当該評点に対応した各費目の個別係数の設定においては、決算の状況などを踏まえた上で、引き続き適切に設定してまいりたい。</p> <p>なお、土地単価の高さについては、平成15年度における留保財源率の引上げに際して、その見合い分として留保財源の多い財政力の高い都市部にかかる需要額を削減したところであり、その他の土木費における土地価格比率による割増部分等を廃止したものである。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[総括]

[総括的事項]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
2	(省)	継続	神奈川県	都市部の財政需要の適切な把握と過度な財源調整（段階補正）の見直し	都市部の財政需要を適切に反映し、段階補正については、総合的なバランスを考慮し、過度な割落率を見直されたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 人口一人当たり経費は、一般的に人口が多い団体ほど割安に、人口が少ない団体ほど割高になることから、このような事情を適切に算定に反映することが必要と考えており、今後とも、引き続き、税収の動向や財政需要の状況等を踏まえながら適切な係数の設定に努めてまいります。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[警察費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
3	(省)	継続	大阪府	警察官数段階別における事務職員数の見直し	<p>警察官数段階別における事務職員数の割合は、警察官数が多くなるほど事務職員数が割落とされている。しかしながら、実態は、警察官数が多くなるほど事務職員数は減少しているものの、段階補正で定められている事務職員数ほどスケールメリットが働いていない。</p> <p>実態に応じた事務職員数となるよう段階補正を見直されたい。</p>	<p>一部採用する。</p> <p>警察官数段階別の事務職員配置数については、地方団体における職員数等の実態を勘案し設定を行っているところであり、引き続き適切な措置に努めてまいります。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[道路橋りょう費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
4	(省)	継続	北海道	道路橋りょう費（延長）における割落率による不均衡の是正	道路事業（投資）においては、本道よりも地方負担額が低い団体が複数あるにもかかわらず、本道が特例的に割落とされる算定となっているため、北海道の割落率を廃止し、不均衡を是正すること。	以下の理由により採用しない。 北海道に適用される割落率は、国庫補助負担金の割合が高率であることから、地方負担割合が北海道以外の地域に比べて低いことを反映させるものである。割落率は、毎年度、道路事業における決算の動向を踏まえ、直近の国庫補助負担率等に基づき係数を設定しているもの。
5	(省)	継続	奈良県	道路橋りょう費（延長）における投資補正係数の設定方法の見直し	道路整備の遅れた団体において、未整備区間の整備が促進されるよう、投資補正における「未整備延長区間比率」に係るウェイトを引き上げられたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 投資補正における各指標のウェイトに関しては、平成21年度において見直しを行ったところであるが、今後も引き続き検討してまいる。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[道路橋りょう費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
6	(省)	継続	沖縄県	道路橋りょう費（延長）の投資補正係数の算定における割落としの廃止	道路橋りょう費の算定において、投資補正係数の割落としを廃止していただきたい。	以下の理由により採用しない。 沖縄県に適用される割落率は、国庫補助負担金の割合が高率であることから、地方負担割合が沖縄県以外の地域に比べて低いことを反映させるものである。 割落率は、毎年度、道路事業における決算の動向を踏まえ、直近の国庫補助負担率等に基づき係数を設定しているもの。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[高等学校費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
7	(省)	継続	岩手県 島根県 高知県 鹿児島県	小規模高等学校のかかりまし経費の適切な反映	県内の中山間地域や離島地域の高等学校においては、小規模校が多く、生徒一人あたりの運営費用が相対的に高くなっていることから、当該地域における小規模高等学校の運営を維持するために新たに補正係数を設けるなど、所要の措置を講ずること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 現在、生徒数の減少を受けて、小規模高等学校の再編等が行われている一方で、地方創生の観点などから、小規模高等学校が維持されている地域もある。 こうした状況や文部科学省からの意見を十分に踏まえつつ、小規模高等学校において生じる経費等の実態把握に努め、措置の必要性について引き続き検討を行う。
8	(省)	継続	福島県	東日本大震災に係る教育関係費の特例率の適用の継続	東日本大震災に伴い「福島県」に対し適用された、高等学校費（生徒数）における特例措置を、令和5年度以降も継続すること。	採用する。 福島県において、生徒数が全国平均の減少率より減少していることから、令和5年度も特例措置を継続することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[その他の教育費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
9	(省)	継続	大阪府	奨学のための給付金にかかる補正係数の新設	奨学のための給付金にかかる補正係数を新設されたい。	以下の理由により採用しない。 高校生等の奨学のための給付金については、国の予算措置の状況を踏まえ、所要の経費を単位費用に算入している。 当該給付金については、測定単位である人口と十分に相関のある財政需要であることから、算定の簡素化の観点も踏まえ、密度補正措置を講じていないものである。
10	(省)	継続	沖縄県	教育費の財政負担に係る地域間の格差是正	高等学校等奨学のための給付金について、本県のように給付対象者が多い自治体においては、交付税算入額と実際の財政負担に相当な乖離が生じている。義務的経費であり、教育費の地域偏在を解消するため、給付金に係る財政負担については、適切に基準財政需要額に算入していただきたい。	以下の理由により採用しない。 高校生等の奨学のための給付金については、国の予算措置の状況を踏まえ、所要の経費を単位費用に算入している。 当該給付金については、測定単位である人口と十分に相関のある財政需要であることから、算定の簡素化の観点も踏まえ、密度補正措置を講じていないものである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[社会福祉費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
11	(省)	継続	沖縄県	地域子ども・子育て支援事業に係る地域間の格差是正	地域子ども・子育て支援事業について、子どもの数に応じた密度補正を新設していただきたい。	以下の理由により採用しない。 地域子ども・子育て支援事業に係る経費については、所要の経費を単位費用に算入している。当該経費は、測定単位である人口に十分に相関のある財政需要であることから、新たな密度補正措置については、算定の簡素化等の観点も踏まえ、慎重に対応する必要がある。
12	(省)	継続	大分県	児童措置費の適切な需要額への算入	児童保護費負担金の都道府県負担分について、実態から乖離しないよう、児童入所施設定員に応じた密度補正を新設していただきたい。	以下の理由により採用しない。 児童保護費負担金については、所要の経費を単位費用に算入している。当該経費は、測定単位である人口に十分に相関のある財政需要であること、児童福祉施設の種類も多岐に渡ることから、新たな密度補正措置については、財政需要の客観的・合理的な捕捉といった観点や算定の簡素化といった観点も踏まえ、慎重に対応する必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[衛生費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
13	(省)	継続	岩手県 茨城県 群馬県 宮崎県	医師偏在の大きい団体に配慮した算定について	地域医療介護総合確保基金（医療分）の地方負担分について、医師偏在の状況を踏まえ、医師偏在指標を用いた密度補正係数を創設すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 医師偏在指標を用いた密度補正の新設については、用いる指標の公信力等について慎重に判断する必要があるため、現時点において採用しないが、引き続き、厚生労働省の検討会等における医師偏在対策の検討結果や、地域医療介護総合確保基金（医療分）の配分方法における当該指標の活用状況等も踏まえ、検討を行っていく。
14	(省)	継続	大阪府	都道府県立病院会計への繰出金等（高度医療に要する経費）に係る密度補正係数の追加	都道府県立病院会計への繰出金等のうち、高度医療に要する経費が適切に基準財政需要額に算入されるよう、密度補正係数を追加されたい。	以下の理由により採用しない。 高度医療に要する経費に係る繰出金については、密度補正単価において所要額を適切に算入している。 また、新たな密度補正措置については、算定の簡素化の観点から慎重に対応する必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[衛生費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
15	(省)	継続	岐阜県	公立病院の病床割単価の見直しについて	地域医療体制の維持に重要な役割を果たす公立病院の持続可能な経営を確保するため、公立病院の病床割単価の見直しを行うこと。	一部採用する。 公立病院の設置運営に要する経費のうち一般会計で負担すべき経費については、適切に地方財政計画に計上しており、その一部について地方交付税措置を講ずることとしている。令和5年度においても、令和4年度に引き続き地方財政計画の歳出に病院事業に対する繰出金について所要額を計上し、普通交付税による措置を継続することとしている。
16	(省)	継続	兵庫県	交付税措置の対象となる公立病院の施設整備費に係る建築単価の見直し	交付税措置の対象となる建築単価(40万円/m ²)が実勢単価と乖離しているため、より実態に即した建築単価への見直しを図られたい。	採用する。 最近の公的病院の建築単価の上昇等を踏まえ、交付税措置の対象となる建築単価を引上げることとする。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[衛生費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
17	(省)	継続	奈良県	密度補正Ⅰ（人口密度の大小による保健所数の逡増を勘案）の廃止	保健所数と人口密度の間に、相関関係が全く見受けられず、また算定の簡素化の観点からも、密度補正を廃止されたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 標準団体当たりの保健所数は人口密度と反比例の関係にあることから、人口密度の大小による保健所数の逡増、逡減を勘案して算定することとしている。 一方で、算定の簡素化の観点もあることから、今後とも、保健所数、人口及び面積の関係性について検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[高齢者保健福祉費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
18	(省)	継続	石川県	高齢者保健福祉費（75歳以上人口分）における密度補正の見直し	団体ごとの後期高齢者医療に係る所要額が適切に捕捉されるよう後期高齢者医療給付費負担金等を用いるなど密度補正を見直しされたい。	以下の理由により採用しない。 地域間における医療費単価差の要因は同様ではなく、標準的な財政需要を測定する基準財政需要額の算定に当たっては、各団体における給付実績額を採用することは適当ではない。
19	(省)	継続	鳥取県 山口県 徳島県	軽費老人ホーム事務費の適切な算定	軽費老人ホーム運営に要する経費を適切に需要額に反映させるよう密度補正を行うこと。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 軽費老人ホームの運営に要する経費については、三位一体の改革により一般財源化されたことを踏まえ、必要経費を単位費用において適切に措置しているところ。当該経費について地域差が生じていることから、厚生労働省の調査結果も踏まえ、引き続き密度補正の指標となる公信力のある統計について検討する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[地域振興費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
20	(省)	継続	北海道 大分県	公共施設等の必要な維持補修に要する経費の適切な算定	公共施設等の計画的な維持補修経費について、引き続き公的固定資本減耗等を用いた算定方法を継続するとともに、必要となる費用の確保・充実を図ること。	採用する。 令和5年度においても、公共事業の執行や計画的な維持補修等に支障が生じないよう、当該補正を講じることとする。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[地域振興費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
21	(省)	継続	青森県	地域振興費における投資的経費に係る財政需要	地方公共団体ごとの投資的経費の必要度が適切に基準財政需要額に反映されるよう、地域間格差の縮小に配慮されたい。	採用する。 令和5年度においても、公共事業の執行や計画的な維持補修等に支障が生じないように、当該補正を講じることとする。
22	(省)	継続	岩手県	投資的経費における財政措置	社会資本整備が遅れている団体の投資的経費が的確に基準財政需要額に反映されるよう、投資的経費に係る算定方法を見直すこと。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 当該補正の算定方法については、各団体の投資的経費一般財源の決算の状況を踏まえ見直したものであり、今後の投資的経費一般財源の決算の状況により、必要に応じて見直しを検討する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[地域振興費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
23	(省)	継続	和歌山県	投資的経費における適切な財政措置	各地方公共団体の投資的経費が、適切に基準財政需要額に反映されるよう、現行の公的固定資本形成及び公的固定資本減耗に係る補正の堅持等、引き続き財政措置を講じられたい。	採用する。 令和5年度においても、公共事業の執行や計画的な維持補修等に支障が生じないよう、当該補正を講じることとする。
24	(省)	継続	鳥取県 島根県 高知県	投資的経費における財政措置	社会資本整備が遅れている団体の投資的経費が的確に基準財政需要額に反映されるよう、投資的経費にかかる算定方法を見直すこと。	以下の理由により採用しない。 当該補正については、各団体の投資的経費一般財源の決算の状況を踏まえ見直しており、団体の規模にかかわらず固定的に発生する経費を想定しているもの。
25	(省)	継続	山形県	数値急減補正の継続	数値急減補正の継続（激変緩和措置）	採用する。 人口急減補正については、令和2年国勢調査人口の結果を踏まえ、令和5年度算定においても引き続き適用する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[地域振興費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
26	(省)	継続	徳島県	段階補正及び人口急減補正の存続及び適正水準の確保	段階補正係数と人口急減補正係数は、各地方団体の人口規模等による経費の差を調整するために不可欠な係数であり、その存続と係数の的確な算定による適正な水準を確保すること。	一部採用する。 段階補正について、人口一人当たりの経費は、一般的に人口が多い団体ほど割安に、人口が少ない団体ほど割高になることから、このような事情を適切に算定に反映することが必要と考えており、今後とも引き続き適正な係数の設定に努めてまいる。 また、人口が急激に減少した団体に対する激変緩和措置である人口急減補正については、引き続き措置を講じることとしている。
27	(省)	継続	長崎県	離島や過疎地域など条件不利地域への適切な配慮	離島や過疎地域など条件不利地域の状況に鑑み、離島やへき地にかかる財政需要について、適切に補正係数に反映すること	一部採用する。 離島を有する都道府県における行政経費の増加需要については、現行のへき地補正において、離島において割高となる経費を踏まえ、補正係数を設定しているところであり、引き続き適正な係数の設定に努めてまいる。 なお、令和2年国勢調査人口への切替えに伴い、へき地補正の対象となる離島や離島以外のへき地における人口も減少することから、人口減少による補正率を導入し、激変緩和措置を講じている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[地域振興費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
28	(省)	継続	沖縄県	地域振興費における基地補正	基地補正については、米軍施設・区域が極端に集中することによって生じる機会損失分を適切に反映させる仕組みの導入を検討するとともに、導入の目処が立つまでの間、従来単価を復活して適用していただきたい。	以下の理由により採用しない。 ご指摘の機会損失は、地方団体の財政需要ではなく、基準財政需要額に反映することは困難であり、また、機会損失に伴う税収入の減少については、基準財政収入額にすでに反映されている。 また、米軍人口に応じた算定については、平成28年度算定において、人口を測定単位とする費目（消防費、清掃費等）の単位費用を用いて米軍人口に乗ずる単価を見直したところであるが、当該算定は、米軍人口が国勢調査の対象外であるため、人口を測定単位とする費目に係る経費を算定しているものであることから、人口を測定単位とする費目の単位費用の動向を踏まえて単価を設定することが適切である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[臨時費目]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
29	(省)	継続	青森県	経常態容補正係数Ⅱにおける条件不利地域等への割増係数の継続	条件不利地域や財政力の弱い団体は、成果の実現に対して、より時間と経費を要すると考えられることから、経常態容補正係数Ⅱにおける割増係数の継続を堅持・強化されたい。	一部採用する。 人口減少等特別対策事業費については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、「取組の成果」に応じた算定が5割以上となるよう、令和2年度から5年間かけて段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定に1,000億円をシフトすることとし、算定に当たっては、引き続き条件不利地域への配慮を行うこととしている。
30	(省)	継続	東京都	地域の元気創造事業費の適正な算定及び今後の取扱い	今後の更なる拡大については、地方交付税制度の趣旨も踏まえ、慎重に検討されたい。 算定の考え方についても、経常的経費削減率に大都市の事情が考慮されていないため、公平な評価ができるよう算定方法を改善されたい。	以下の理由により採用しない。 地域の元気創造事業費については、その総額を前年度と同程度としたところ。本費目は行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられることから、その需要を算定するものである。 また、人件費を含む経常的経費の削減に関して、地方団体の裁量が働きにくい経費を客観的に区分することはできないため、これを除外するような算定は困難である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[臨時費目]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
31	(省)	継続	東京都	人口減少等特別対策事業費の適正な算定及び今後の取扱い	今後の更なる拡大については、地方交付税制度の趣旨も踏まえ、慎重に検討されたい。 算定の考え方についても、各自治体の人口減少等対策への取組状況や、地域の実情に配慮した当該年度の財政需要が公平に反映されていない。	以下の理由により採用しない。 人口減少等特別対策事業費については、その総額を前年度と同程度としたところ。 取組の必要度分については、人口が減少している団体ほど、より対策の必要性が高いと考えられることから、人口増減率の指標を用いて、現状において数値が芳しくない団体の需要額を割増しているものである。 なお、人口が増えている場合や指標が全国平均よりも良い団体においても、一定の人口減少対策等の需要が想定されるため、当該団体の必要度分の係数がゼロとなることがないように係数の設定を行っている。
32	(省)	継続	富山県	新型コロナウイルス感染症の影響により生じる統計数値の異常値への対応	新型コロナウイルス感染症の影響により統計数値に異常値が発生した場合に、算定結果に影響が生じないよう基礎数値の取り扱いについて考慮されたい。	一部採用する。 令和5年度算定においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて大きく数値が変動したと考えられる令和2年以降の数値が反映される日本人・外国人延べ宿泊者数、経常的経費削減率について、令和3年度算定で用いた数値を引き続き用いることとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[臨時費目]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
33	(省)	継続	福井県	人口減少等特別対策事業費の補正係数	経常態容補正係数のうち有効求人倍率を用いた指標について、倍率の高い団体の需要額の算定が不利にならないよう、補正係数の算定方法を見直されたい。	以下の理由により採用しない。 有効求人倍率は、その数値が芳しくない団体ほど、雇用機会創出などの対策の必要度が高いと考えられることから現在の算定方法としている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[臨時費目]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
34	(省)	継続	奈良県	経常態容補正係数等の算出方法の見直し	第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標に沿って、障害者就業率の指標を加え、経常態容補正係数等の算出方法の見直しを検討されたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 障害者雇用に関する各種統計が厚生労働省から公表されているが、地域の元気創造事業費の算定に当たり、地域経済活性化の取り組みの成果の指標としてこれらの数値を用いることができるか、また、用いることが適当であるかどうかについては慎重な検討が必要である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[地域デジタル社会推進費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
35	(省)	新規	滋賀県	地域デジタル社会推進費における経常態容補正の指標の追加	地域デジタル社会推進費の経常態様補正において、「地域住民を主な対象とする取組に係る指標」と「地域企業を主な対象とする取組に係る指標」を用いて算定しているが、「デジタル田園都市国家構想」の着実な推進に向けて、デジタル化のための財政需要を把握するための新たな指標として「IT技術者の割合」を追加されたい。	以下の理由により採用しない。 デジタル人材の確保は重要な課題ではあるが、人材確保に当たって当該人材の当該団体への定住は必須の要件ではなく、したがって、算定の指標として用いることは適当ではない。
36	(省)	新規	奈良県	地域デジタル社会推進費の継続及び、マイナンバーカード交付率に係る経常態容補正係数の追加	令和4年度までとされる地域デジタル社会推進費を継続し、マイナンバーカード交付率に係る経常態容補正係数の追加について検討されたい。	一部採用する。 「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決の取組等を一層推進するため、「地域デジタル社会推進費」の事業期間を令和7年度まで延長したところ。 なお、「地域デジタル社会推進費」の増額分500億円については、マイナンバーカードを利活用した取組の状況を踏まえ、市町村の財政需要を的確に普通交付税の算定に反映することとし、マイナンバーカードの保有枚数率も用いて算定することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[公債費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
37	(省)	継続	栃木県	満期一括償還地方債に係る算入方法の見直しについて	満期一括償還地方債の交付税理論算入における「据置期間」を廃止し、各年度の償還実態に見合った交付税措置とされたい	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 満期一括償還地方債の取扱いについて、実質公債費比率においては、償還期間を通して計画的かつ平準的な積立を行う必要があるため据置期間を前提としない一方、地方財政計画の計上額及び基準財政需要額の算定においては、地方団体の据置期間の設定状況を踏まえて、当該期間が設定されているところ。 据置期間のあり方に関しては、地方団体の据置期間の設定状況等を引き続き精査していく。
38	(省)	継続	山梨県	市場公募資金の理論償還設定条件の見直しについて	市場公募資金の理論償還設定条件における据置期間を、「3年」から「据置なし」に見直すこと。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 満期一括償還地方債の取扱いについて、実質公債費比率においては、償還期間を通して計画的かつ平準的な積立を行う必要があるため据置期間を前提としない一方、地方財政計画の計上額及び基準財政需要額の算定においては、地方団体の据置期間の設定状況を踏まえて、当該期間が設定されているところ。 据置期間のあり方に関しては、地方団体の据置期間の設定状況等を引き続き精査していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[公債費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
39	(省)	継続	大阪府	臨時財政対策債に係る基準財政需要額算入方法の改正	臨時財政対策債の基準財政需要額算入ルールについて、据置期間を設けていない団体の状況を踏まえて、現行の3年据置に加え、据置期間なしを新たに設定されたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 満期一括償還地方債の取扱いについて、実質公債費比率においては、償還期間を通して計画的かつ平準的な積立を行う必要があるため据置期間を前提としない一方、地方財政計画の計上額及び基準財政需要額の算定においては、地方団体の据置期間の設定状況を踏まえて、当該期間が設定されているところ。 据置期間のあり方に関しては、地方団体の据置期間の設定状況等を引き続き精査していく。
40	(省)	継続	岡山県	満期一括償還地方債に係る交付税措置について	満期一括償還地方債の据置期間について、「満期一括償還地方債に係る積立ルール」と「交付税算入率」との整合を図ること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 満期一括償還地方債の取扱いについて、実質公債費比率においては、償還期間を通して計画的かつ平準的な積立を行う必要があるため据置期間を前提としない一方、地方財政計画の計上額及び基準財政需要額の算定においては、地方団体の据置期間の設定状況を踏まえて、当該期間が設定されているところ。 据置期間のあり方に関しては、地方団体の据置期間の設定状況等を引き続き精査していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[包括算定経費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
41	(省)	継続	神奈川県	包括算定経費の適正な算定	包括算定経費の積算根拠について、詳細を明らかにするとともに、補正係数の設定にあたっては、人口の多い団体への過度な割落しを行わず、適正に算定されたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 人口一人当たり経費は、一般的に人口が多い団体ほど割安に、人口が少ない団体ほど割高になることから、このような事情を適切に算定に反映することが必要と考えており、引き続き、税収の動向や財政需要の状況等を踏まえながら適切な係数の設定に努めてまいる。
42	(省)	継続	秋田県 富山県	包括算定経費の算定に用いる耕地面積の見直し	包括算定経費の算定に用いる耕地面積について、より実態に即した項目として農業経営体の経営耕地の面積を用いて頂きたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 耕地面積の変更にあたっては、農業経営体による耕作の状況や財政需要との関係等について慎重な分析が必要であるため、引き続き検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[包括算定経費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
43	(省)	継続	滋賀県	包括算定経費における種別補正係数の見直し	包括算定経費（面積）の種別補正において、湖沼は「その他の面積」として0.59の割落がかかっているが、現実に湖沼の環境・水質保全には多額の経費を要することから、実態に見合った種別補正係数に見直されたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 種別補正係数の見直しについては、湖沼に係る全国的な財政需要の状況、客観的な指標との関連性、算定の簡素化との整合性といった観点から、慎重な検討が必要である。 なお、特別交付税においては、琵琶湖をはじめ、湖沼水質保全特別措置法により指定された湖沼の水質保全に要する経費について、その5割を措置している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
44	(省)	継続	青森県 秋田県 山形県	臨時財政対策債発行可能額の算出方法（財源不足額基礎方式）における財政力による補正	臨時財政対策債の配分に当たっては、引き続き財政力の弱い地方公共団体に配慮されたい。	採用する。 本年度においても財政力に応じた臨時財政対策債の配分を行うこととしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
45	(省)	継続	茨城県 千葉県 神奈川県 石川県 静岡県 愛知県 大阪府 島根県	臨時財政対策債発行可能額の算定方法の見直し	臨時財政対策債の発行可能額が財政力指数の高い団体に過度に傾斜した配分とならないよう、補正係数の平準化等をお願いしたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 臨時財政対策債の発行可能額については、各地方団体の財源不足額を基礎としつつ、財政力の強い団体については、一般的に地方債による資金調達力が強いことを勘案し、財政力に応じた補正を講じて算定している。 なお、令和5年度の地方財政計画においては、臨時財政対策債の発行額を前年度比0.8兆円減と抑制した。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[収入]

[不動産取得税]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
46	(省)	継続	神奈川県	不動産取得税における基礎数値の変更	不動産取得税について、基礎数値を課税標準額から調定額（減額後）に変更されたい。	以下の理由により採用しない。 不動産取得税の基準税額は、各地方団体の標準的な収入額を合理的に測定するという基準財政収入額の算定の基本的な考え方に沿って、各地方団体の課税標準額に、一律の乗率を乗じることで、簡素な算定を行っている。